

京都市告示第 342号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和2年10月1日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
杉本 博子	(医) 愛寿会 同仁病院	内科・消化器 内科	ぼうこう・ 直腸, 小腸, 肝臓	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器
増田 健人	(独) 地域医 療機能推進機 構京都鞍馬口 医療センター	泌尿器科	腎臓	ぼうこう・直腸

*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の
場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)